

経営継承をお考えの方へ

岐阜県 農業の経営継承手引き



ぎふアグリチャレンジ支援センター

1 農業の経営継承とは

農地、機械、設備といった有形資産だけでなく、栽培技術やノウハウ、人脈といった無形資産を、次の世代に引き継いでいくこと。

経営継承の進め方

- 1 経営継承は相続と違い、経営者が決意すれば進めることができる。家族や役員で話し合うとともに、ぎふアグリチャレンジ支援センターや農林事務所農業普及課などに早めに相談する。継承にあたっての課題の整理や引継資産を確認する。
- 2 後継者(候補)の意向を確認して後継者として明確する。
- 3 双方で話し合い、継承スケジュールを確認する。
- 4 税務や契約に関する事項は専門家を活用し、円滑な継承へつなげる。

経営継承の主な手順

長期間かかる場合あり【早めの着手が重要】



円滑な「経営継承」へ

各ステージで「ぎふアグリチャレンジ支援センター」が伴走支援します！
(中小企業診断士、税理士、司法書士、行政書士、中古農業機械査定士等を派遣し、個別支援)

2 経営継承の種類

農業の経営継承には、大きく分けて①経営者の親族が継承する親族内継承、②経営内の従業員への第三者継承、③経営外の新規就農希望者などへの第三者継承の3種類があります。

課題

① 親族内継承	親族(子供、孫など)に継承する方法	<ul style="list-style-type: none">・事業資産と家の財産(家産)の分離・家産の継承の検討・親族(後継者)の意思確認
② 第三者継承(従業員)	働いてくれている従業員に継承する方法	<ul style="list-style-type: none">・従業員の意思確認・有形資産の移譲方法・従業員の継承後の運転資金の確保
③ 第三者継承(新規就農等)	新たに外部から、やる気のある就農等希望者を受け入れ継承する方法	<ul style="list-style-type: none">・関係機関等と連携した外部からの後継者(候補)の確保・技術習得期間の確保・有形資産の移譲方法・継承後の運転資金の確保

3 経営継承の事例を見てみよう!

継承事例① 果樹 親族内継承—親子間

概要

- ・ 経営者（親）が高齢となり、子（後継者）へ継承を決意。
- ・ 農業に詳しい税理士に相談したいと考え、ぎふアグリチャレンジ支援センターに相談。
- ・ 継承にあたり、必要な手続きを明確にして、経営継承を実現。



美濃加茂市
経営者 山田 孝雄氏
後継者 山田 裕一郎氏

ぎふアグリチャレンジ支援センターの支援ポイント

- ・ 中小企業診断士を派遣して財務状況など経営診断を実施し、経営継承に関する課題を整理。
- ・ 次に税理士を派遣し、譲渡資産と方法について検討。
- ・ 継承時期や手順を申し合わせ事項として書面で整理。

継承事例② 水稲 第三者継承—従業員

概要

- ・ 経営者は、共同経営者と相談し、将来にわたり地域の農地を守るため、第三者（従業員）へ継承を決意。
- ・ 双方の話し合いを進めるために、仲介役としてぎふアグリチャレンジ支援センターに相談。
- ・ 数年間の雇用によって技術習得できた従業員に対し、経営継承を実現。



安八町
経営者 辻 繁秀氏
森 利夫氏（共同経営）
後継者 永田 一成氏

ぎふアグリチャレンジ支援センターの支援ポイント

- ・ 中小企業診断士を派遣し経営診断を実施するとともに、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの助言を受けつつ、お互いの考えや意向を確認。
- ・ 継承時期や手順を申し合わせ事項として書面で整理。
- ・ 司法書士を派遣し、不動産の登記や契約方法を検討したほか、税理士を派遣し、資産の譲渡方法について検討。
- ・ 中古農業機械査定士を派遣し、機械の評価・査定をして、資産の評価額の目安を提示。

継承事例③ 野菜 第三者継承—新規就農者

概要

- ・ 経営者は高齢のため離農を考えていた。
- ・ 普及指導員から新規就農希望者とのマッチングの提案があり、ぎふアグリチャレンジ支援センターに相談。
- ・ 初期投資を抑えるために、中古ハウスを探していた新規就農希望者を後継者として位置付け、居抜き型の経営継承を実現。



池田町
後継者 太田 未貴氏

ぎふアグリチャレンジ支援センターの支援ポイント

- ・ 普及指導員が経営者と後継者のマッチングを進めるなかで、両者の考えや意向を確認し、継承の合意形成を支援。
- ・ 中小企業診断士など専門家を派遣し、必要な手続きや申請について助言。

円滑な継承を進めるポイント

親が高齢になったことから、親子で話し合うも、双方の思いがすれ違い進まない。



ポイント1

普及指導員やJA職員、支援機関など第三者を交えた話し合いが有効。

第三者への継承を進めようとしたら、子が継承すると言い出した。



ポイント2

家族経営の継承については、事前に家族で話し合いをしておくことが有効。

第三者継承の話し合いが進むにつれて資産の譲渡価格が高額になっていった。



ポイント3

話し合いの記録を残すことや双方が納得する資産評価の検討が重要。

4 次代へつなぐ備えを確認しましょう

経営継承について考えたことや話し合ったことはありますか？早めに継承を考えるため、以下の「次代へつなぐ備えチェックリスト」で、課題を確認してみましょう！

項目	☑
①経営継承（渡す、受ける）の時期を決めている	<input type="checkbox"/>
②経営継承（渡す、受ける）について話し合っている	<input type="checkbox"/>
③親族間で継承することに決めている	
→親族の誰に継承するか明確になっている	<input type="checkbox"/>
④親族以外に継承することに決めている	
→従業員の誰に継承するか決めている	<input type="checkbox"/>
→従業員以外の第三者へ継承することが決まっている	<input type="checkbox"/>
⑤事業用資産と家の財産を分けている。	
→資産ごとの移譲方法（貸借、譲渡等）は、概ね決まっている	<input type="checkbox"/>
⑥法人化を検討している	<input type="checkbox"/>

令和7年11月11日開催の「農業経営継承セミナー※」の参加者の声から

- ・ 経営継承は早くから準備を始め、じっくり取り組むものだ学んだ。
- ・ 第三者の関与や支援は継承を後押しすると分かった。
- ・ 10年後、20年後を見据えた経営が、継承にあたっての心構えだと思う。

※岐阜県農政部農業経営課主催

経営継承と併せた法人化について

- 〈メリット〉 農業経営（事業資産）と家の財産（家産）との分離や、経営継承時に内部組織の構成員変更のみで、対外的には経営体として変化を伴わない。
- 〈デメリット〉 司法書士や税理士など専門家への依頼も含め、法人化設立やその後の事務に要する経費、家族や従業員を法人に雇用するための社会保険料など経費が増加する。
- 〈留意点〉 個人が国や県などの補助事業を活用して導入した農業機械等は、事前に財産処分申請を行い、承認を得る必要がある。

経営継承スケジュールの様式例

継承にあたっては、課題とスケジュールを明確にすることが重要です。
 以下のような様式を参考に作成しましょう。

計画概要

継承する日	年	月	日	後継者の対外発表日	年	月	日	経理関係を引き継ぐ日	年	月	日	役員退職金規定(法人)	あり	なし
後継者の教育方針													退職金の目安(法人)	千円

計画概要

スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
売上高(収入) (万円)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
経常利益(所得) (万円)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
契約関係・その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年齢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
役職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取引先への周知・親族等への説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
後継者への教育・コミュニケーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経営に必要な資産の継承	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
個人資産の継承・その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2の人生プラン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現経営者(%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
株式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他(%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
後継者(%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年齢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
役職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資金計画・その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特記事項						

作成事例：個人経営の第三者継承（従業員）

計画概要

継承する日	2029年1月30日	後継者の対外発表日	2029年1月30日	経理関係を引き継ぐ日	2029年1月30日	役員退職金規定(法人)	あり・なし
後継者の教育方針	新規就農希望者(研修生)として、栽培技術をマンツーマンで指導する						
計画概要	・移譲者から後継者(非従業員)への継承。3年目に経営移譲予定。 ・継承時期や譲渡金額を定めた合意書を締結し、おいて具体的な条件を定めた譲渡(売買)契約を締結する。 ・後継者に譲渡する農業経営に必要な資産と個人資産を明確化し、個人資産の譲渡について移譲者の家族の同意を得る。						

スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
売上高(収入)(万円)	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
経常利益(所得)(万円)	800	850	900	950	1,000	1,050
事業計画					法人化を検討	
契約関係・その他		経営継承に関する合意書締結		譲渡契約締結 開業届、廃業届		
年齢	65	66	67	68	69	70
役職	経営者	→	→	従業員	→	→
取引先への周知・親族等への説明		家族で検討		取引先、金融機関、 農業委員会等に公表		
後継者への教育・コミュニケーション		栽培ノウハウ指導 損益財務情報共有				
経営に必要な資産の継承		個人資産の分け 資産価値算出				
個人資産の継承・その他		経営に必要な資産 の切り分け	財産承継計画策定			
第2の人生プラン				従業員としてサポート	→	→
現経営者(%)						
その他(%)						
後継者(%)						
年齢	40	41	42	43	44	45
役職		研修生	→	経営者	→	→
社内		経営内容把握 栽培ノウハウ習得				新品目導入
社外						
資金計画・その他		資金調達方法検討	認定新規就農者申請	青年等就農資金借入		

(継承後における移譲者の人生プランについて)年金繰下げ受け開始(70歳)時点を目的に退職を希望、ただし、その後も栽培ノウハウ伝承に協力する予定。

6 経営継承に関する話し合い記録

継承に至る間には、何回か話し合いを重ねることになります。
話し合いの後にはポイントとなる事項について記録を残し、関係者も含めて確認が出来るようにしておくことが重要です。

経営継承に関する話し合い記録 **作成例**

●●年●●月●●日の話し合いにおいて、以下のことについて合意した。

合意事項

〈合意事項の例〉

- ・農業は、現経営者Aから後継者Bに継承する。
- ・不動産事業は、現経営者Aから後継者以外の子息Cに継承する。
- ・事業用資産のうち、農業に関する現経営者A所有のものは後継者Bに集中させ、不動産事業に関する現経営者A所有のものは後継者以外の子息Cに集中させる。
- ・現経営者A、後継者Bのほか家族全員が今後も家業の継続・発展に協力する。家族それぞれの役割分担は、●●月までに明確化して家族経営協定書に記載する。
- ・経営継承時期を●●年●●月と仮置きする。現経営者Aと後継者Bが相談しながら経営継承計画書を●●月までに作成する。現経営者A所有の株式を全て後継者Bに譲渡する。譲渡金額は●●円を目途とし、現経営者Aが税理士に評価を依頼し、株式譲渡契約書作成前に後継者Bと話し合っ決定する。
- ・添付の経営継承計画書に記載した内容に基づき経営継承を進める。空欄となっている現経営者Aの退職金額については、引き続き話し合いを継続する。

●●年●●月●●日

A 氏 名 □□□□(自署)

B 氏 名 ■■■■(自署)

関係機関 立会人 ▲▲▲▲(自署)

第三者継承などにおいては、専門家の支援のもと経営継承契約書(印紙税法上の課税文書に該当する場合あり)を作成しておくようにしましょう。

経営継承契約書 作成例

経営者〇〇(以下「甲」という。)と後継者□□(以下「乙」という。)とは、甲の農業経営を乙に継承するにつき、次の通り契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、甲の農業に係る事業(以下「本件事業」という。)を乙に継承する。

(譲渡日)

第2条 経営継承を行う日(以下「継承日」という。)は、●●年●●月●●日とする。ただし、手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議の上、継承日を変更することができるものとする。

(継承する資産)

第3条 甲から乙に継承する資産は、継承日現在の本件事業に関する資産(以下「継承資産」という。)とし、その範囲及び細目については、末尾表示記載のとおりとする。

2 甲は、継承日において継承資産を乙に引き渡す。引き渡しにつき、登記・登録・通知等の手続は必要なものについては、継承日後遅滞なく甲乙協力してこれを行う。引渡手続に要する費用は、乙の負担とする。

3 引渡手続に関する公租公課は、引渡終了に至るまでの分を甲、引渡後の分を乙の負担とする。

(契約関係の継承)

第4条 乙は、本件事業に関する売買契約、業務委託契約その他必要な契約関係を継承するものとし、甲は、必要に応じ最大限協力するものとする。

(従業員の取扱い)

第5条 本件事業に従事している甲の従業員は乙が継承する。

2 甲は、甲の全従業員について経営継承日までに発生する賃金・退職金債務その他甲との労働契約に基づき、又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、乙は同債務を承継しない。

(代金・支払方法)

第6条 経営継承の代金は、金●●●円とする。なお、当該代金については、別途消費税及び地方消費税が付加される。

2 乙は、甲に対し第1項の代金のうち金●●●円については本契約日に支払い、残額については●●年●●月●●日までに支払うものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲は、本契約締結後引渡し完了に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって継承資産を管理し、甲が継承資産に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、予め乙の承認を得なければならない。

(不可抗力)

第8条 本契約締結後引渡し完了に至るまでの間において、天変地異その他の不可抗力により継承資産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約の継承条件を変更することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印のうえ乙が原本、甲がその写しを保有する。

●●年●●月●●日

甲 住 所
氏 名 〇〇
乙 住 所
氏 名 □□

経営継承や法人化に関するご相談先

総合案内

ぎふアグリチャレンジ
支援センター
(一般社団法人岐阜県農畜産公社)

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内
058-215-1550
(相談無料、専門家派遣の実施)

現地窓口

岐阜農林事務所	農業振興課 農業普及課	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 058-213-7401
西濃農林事務所	農業振興課 農業普及課	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 0584-73-1111(代表)
揖斐農林事務所	農業振興課 農業普及課	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 0585-23-1111(代表)
中濃農林事務所	農業振興課 農業普及課	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 0575-33-4011(代表)
郡上農林事務所	農業振興課 農業普及課	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 0575-67-1111(代表)
可茂農林事務所	農業振興課 農業普及課	美濃加茂市古井町下古井 2610-71 可茂総合庁舎 0574-25-3111(代表)
東濃農林事務所	農業振興課 農業普及課	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 0572-23-1111(代表)
恵那農林事務所	農業振興課 農業普及課	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 0573-26-1111(代表)
下呂農林事務所	農業振興課 農業普及課	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 0576-52-3111(代表)
飛騨農林事務所	農業振興課 農業普及課	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 0577-33-1111(代表)

関連機関

- 一般社団法人岐阜県農業会議
- 各市町村農業委員会
- 岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター
- 岐阜県よろず支援拠点
- 日本政策金融公庫(農林水産事業)
- 岐阜県JAグループ(JA岐阜中央会、JAぎふ、JAにしみの、JAいび川、JAめぐみの、JAとうと、JAひがしみの、JAひだ)
- 岐阜県農地中間管理機構(一般社団法人岐阜県農畜産公社内)

ぎふアグリチャレンジ支援センターや農林事務所に経営継承の相談をする場合は、「経営移譲希望カード」を活用して、事前に経営情報を整理しておくようにしましょう。

経営移譲希望カード

氏名(法人は法人名、代表者名)		生年月日		年齢	性別
住所		〒			
連絡先		TEL	FAX	E-mail	
営農類型・作目		(作目例: 稲作、露地野菜(キャベツ)、施設野菜(トマト)、果樹(みかん)、酪農、養豚など) 作目等			
農地等の所有状況	自己所有地(㎡):	田	畑	果樹園	採草放牧地
	借入地(㎡):	田	畑	果樹園	採草放牧地
	畜産(頭、羽):				
所有する施設	※農業用倉庫、畜舎、耐久性ハウス、パイプハウスなど施設名及び面積(㎡) ※上記 田、畑と重複しても構いません。				
所有する機械					
補助事業の活用状況					
現在の売上規模	①500万円以下	②~750万円以下	③~1,000万円	④1,000万円以上	
資本金額	(千円)		負債額	(千円)	
各種認定状況	(認定年月日)				
経営移譲後の意向(経営参画等)	①全てを引退 ②継承者が自立するまで経営に参画 ③体力が続く限り経営に参画 ④その他()				
農地の移譲方法	①貸したい(有償・無償)		②譲渡したい(売買、贈与)		③現時点では未定
移譲を希望する農地等の規模	㎡				頭・羽
移譲を希望する資産	①畜産(賃借・売買)		②果樹(賃借・売買)		
	③機械(賃借・売買)		④施設(賃借・売買)		
⑤その他()					
移譲を希望する農地等の所在地					
移譲希望時期	①1~2年後	②5年未満	③5~10年未満	④10年超	
(移譲した場合の)住居の有無	有	無	(その他の事情がある場合は記載)		
家族構成と家族の同意	有	無	(家族構成及び同意済み人数)		
	(その他の事情がある場合は記載)				
法人経営における意思決定の状況	(総会や取締役会における決議の状況など)				
特記事項					

農業の経営継承に関する相談申込書

ぎふアグリチャレンジ支援センター 宛
FAX 058-276-1268

経営継承相談申込み
フォームはこちら▶



(1) 個人又は会社概要

法人番号		法人設立年月	
氏名又は会社名		代表者氏名	
担当者	部署・役職	氏名	
住所	〒		
連絡先	電話番号	メールアドレス	
	FAX番号	ホームページ	

継承相談の区分	<input type="checkbox"/> 親族内継承	<input type="checkbox"/> 第三者継承(従業員)	<input type="checkbox"/> 第三者継承(新規就農等)
---------	--------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------

後継者	<input type="checkbox"/> 確保できている	<input type="checkbox"/> 確保できていない
-----	----------------------------------	-----------------------------------

法人化	<input type="checkbox"/> 既に法人化している	<input type="checkbox"/> 法人化して継承する	<input type="checkbox"/> 法人化はしない
-----	------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------

一般社団法人 岐阜県農畜産公社
ぎふアグリチャレンジ支援センター
(岐阜県農業経営・就農支援センター)
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12
岐阜県シンクタンク庁舎内
TEL: 058-215-1550
FAX: 058-276-1268
E-Mail: agri-stock@gifu-notiku.com
HP: ぎふ就農・就業ポータルサイト「ぎふっ晴れ」
<https://gifu-agri.com/>

